



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

917	生活保護法による指定介護機関の廃止	(社会福祉課)	1
918	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課)	2
919	特定病院の認定	(こころの健康推進課)	2
920	応急入院指定病院の指定	()	2
921	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	3
922	"	()	3
923	"	()	3
924	"	()	4
925	"	()	4
926	"	()	5
927	"	()	5
928	"	()	5
929	"	()	6
930	"	()	6
931	"	()	6
932	"	()	7
933	"	()	7
934	"	()	8
935	"	()	8
936	道路の供用開始	(道路保全課)	8

○ 人事委員会告示

14	令和7年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	9
----	--	-------	---

告 示

和歌山県告示第917号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮崎 泉

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ひだまり	紀の川市名手市場528番地4	訪問看護ステーションひだまり	伊都郡かつらぎ町兄井131-3	訪問看護・介護予防訪問看護	令和7.10.31

和歌山県告示第918号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類											
					視 覚	聴 覚	平 衡 機 能	音 声 機 能 又 は 言 語 機 能	そ し や く 機 能	肢 体 不 自 由	心 臓 の 機 能	じ ん 臓 の 機 能	呼 吸 器 の 機 能	ぼ う こう 又 は 直 腸 の 機 能	小 腸 の 機 能	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 の機能
金井真	脳神経外科	医療法人南労会紀和病院	橋本市岸上18-1	R7.11.20						○						
下村和輝	消化器外科	医療法人殿田会殿田胃腸肛門病院	岩出市宮117-7	R7.11.20										○		
宮本真衣	耳鼻咽喉科頭頸部外科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	R7.11.20	○											
小野英也	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	R7.11.20									○			
北裏卓也	整形外科	医療法人整形外科北裏病院	御坊市湯川町小松原454	R7.11.20						○						
矢倉達弥	眼科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	R7.11.20	○											
金栄浩	内科	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	R7.11.20											○	

和歌山県告示第919号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名 称	所 在 地	認定期間
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	令和7年12月1日～令和10年11月30日

和歌山県告示第920号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項に規定する精神科

病院として、次のとおり指定した。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名 称	所 在 地	認定期間
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	令和7年12月1日～令和10年11月30日

和歌山県告示第921号

和歌山県和歌山市善明寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年2月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市善明寺の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市善明寺の一部地区
- 5 認証年月日
令和7年11月21日

和歌山県告示第922号

和歌山県橋本市赤塚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和6年8月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市赤塚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市赤塚の一部地区
- 5 認証年月日
令和7年11月21日

和歌山県告示第923号

和歌山県橋本市隅田町河瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和6年9月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市隅田町河瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市隅田町河瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和7年11月21日

和歌山県告示第924号

和歌山県和歌市田辺市本宮町三越の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年2月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区
- 5 認証年月日
令和7年11月21日

和歌山県告示第925号

和歌山県田辺市本宮町大瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和5年2月24日から令和7年2月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町大瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町大瀬の一部地区
- 5 認証年月日

令和7年11月21日

和歌山県告示第926号

和歌山県田辺市中辺路町野中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年2月18日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市中辺路町野中の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市中辺路町野中の一部地区

5 認証年月日

令和7年11月21日

和歌山県告示第927号

和歌山県田辺市本町・紺屋町及び片町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和4年3月9日から令和7年2月18日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市本町・紺屋町及び片町の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市本町・紺屋町及び片町の一部地区

5 認証年月日

令和7年11月21日

和歌山県告示第928号

和歌山県田辺市中辺路町西谷・中辺路町真砂の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和5年2月24日から令和7年2月7日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市中辺路町西谷・中辺路町真砂の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市中辺路町西谷・中辺路町真砂の各一部地区

5 認証年月日

令和7年11月21日

和歌山県告示第929号

和歌山県田辺市五味の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年2月14日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市五味の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市五味の一部地区

5 認証年月日

令和7年11月21日

和歌山県告示第930号

和歌山県田辺市明洋二丁目・芳養松原一丁目・芳養松原二丁目の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年3月3日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市明洋二丁目・芳養松原一丁目・芳養松原二丁目の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市明洋二丁目・芳養松原一丁目・芳養松原二丁目の各一部地区

5 認証年月日

令和7年11月21日

和歌山県告示第931号

和歌山県田辺市五味の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
 - 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年3月17日まで
 - 3 成果の名称
和歌山県田辺市五味の一部地区の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市五味の一部地区
 - 5 認証年月日
令和7年11月21日
-

和歌山県告示第932号

和歌山県新宮市王子町二丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
 - 2 調査を行った時期
令和5年4月13日から令和7年2月25日まで
 - 3 成果の名称
和歌山県新宮市王子町二丁目地区の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市王子町二丁目地区
 - 5 認証年月日
令和7年11月21日
-

和歌山県告示第933号

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和7年2月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区
- 5 認証年月日

令和7年11月21日

和歌山県告示第934号

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年2月18日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字上湯川の一部地区

5 認証年月日

令和7年11月21日

和歌山県告示第935号

和歌山県日高郡みなべ町島之瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

令和5年3月13日から令和7年3月6日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町島之瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町島之瀬の一部地区

5 認証年月日

令和7年11月21日

和歌山県告示第936号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字竹原字下モ地326番地先から同村大字竹原字里山643番4地先まで
供用開始の期日 令和7年12月2日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第14号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和7年12月2日

和歌山県人事委員会事務局長 湯 葉 努

令和7年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び主な職務内容等

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山	19人程度	本庁、教育委員会等における事務
	紀 中	1人程度	紀中県税事務所における事務
	東牟婁	2人程度	東牟婁振興局地域づくり部における事務
学校事務	和歌山	1人程度	県立学校における事務
土 木	和歌山	1人程度	本庁における海岸保全施設の維持管理及び調査統計に関する業務等
農 業	紀 中	1人程度	有田振興局農林水産振興部における野菜及び花きの振興並びに環境保全型農業の推進に関する業務等

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間 一般事務	和歌山	2人程度	本庁における事務
	紀 中	1人程度	県立こころの医療センターにおける事務

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
東牟婁	新宮市、東牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人
- ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和8年1月18日（日）	和歌山市 田辺市	令和8年1月27日（火）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	令和8年2月5日（木）又は同月6日（金）のいずれか指定する1日	和歌山市	令和8年2月17日（火）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。

（注）試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において基礎能力試験の得点順に決定する。

最終合格者は第2次試験の得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和7年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員（資格免許職を含む。）採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和7年12月22日（月）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和7年12月5日（金）午前10時から令和8年1月5日（月）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人

事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和8年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

＜育休任期付職員＞

○任期　おおむね8か月以上3年未満

なお、職員の育児休業の取得状況により、採用時に決定された任期は、短縮し、又は延長される場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山・紀中・東牟婁）、土木（和歌山）、農業（紀中）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始
学校事務（和歌山）	午前8時30分から午後5時まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

＜任期付短時間勤務職員＞

○任期

試験区分等	任期
短時間一般事務（和歌山）	おおむね11か月以上1年以内 なお、職員の育児短時間勤務の取得状況により、採用時に決定された任期は、短縮し、又は延長される場合がある。
短時間一般事務（紀中）	おおむね1年 なお、職員の育児短時間勤務の取得状況により、採用時に決定された任期は、短縮し、又は延長される場合がある。

※ 育児短時間勤務とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間一般事務（和歌山）	(ア) 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
	(イ) 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	
短時間一般事務（紀中）	木曜日及び金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの週15時間30分	日曜日から水曜日まで、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料等の月額は、おおむね以下のとおり（令和7年4月1日現在において高等学校卒業程度の

学歴を有する者の額)である。ただし、民間企業等の職歴、高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分等	給料等の月額（地域手当を含む。）	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山・紀中・東牟婁）、学校事務（和歌山）、土木（和歌山）、農業（紀中）	204,225円（和歌山市が勤務地である場合） 200,335円（和歌山市を除く勤務地である場合）	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山）	勤務時間（ア）のもの 74,662円	行政職給料表
	勤務時間（イ）のもの 101,014円	
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（紀中）	80,134円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の得点及び順位	

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp